

S T O - Q 1 9 - 0 1 2
令和元年 1 月 8 日

原子力規制委員会 殿

神奈川県横須賀市内川二丁目 3 番 1 号
株式会社グローバル・ニュークリア・
フュエル・ジャパン
代表取締役社長 中島 潤二郎

核燃料物質加工施設に関する施設定期検査申請書に係る変更届

平成 25 年 8 月 1 日付け S T O - Q 1 3 - 0 0 8 をもって申請した核燃料物質加工施設に関する施設定期検査申請書（平成 26 年 6 月 18 日付け S T O - Q 1 4 - 0 0 7 、平成 30 年 2 月 14 日付け S T O - Q 1 8 - 0 0 1 、平成 30 年 11 月 29 日付け S T O - Q 1 8 - 0 0 9 及び平成 31 年 2 月 15 日付け S T O - Q 1 8 - 0 1 2 をもって別紙第 3 項の記載を変更並びに平成 28 年 3 月 28 日付け S T O - Q 1 6 - 0 1 0 をもって代表者の氏名を変更）の記載事項のうち、別紙第 3 項の記載を一部変更したので、「核燃料物質の加工の事業に関する規則」第 3 条の 16 第 2 項の規定に基づき、別紙のとおり届け出いたします。

別 紙

1. 変更の内容

検査を受けようとする事項における別添1の記載及び検査を受けようとする期日における別添2の記載を変更する。

(変更前)

別添1

検査の対象	検査の方法
非常用設備	自動火災報知設備の警報作動検査
加工設備本体	可燃性ガス漏えい検知設備の警報作動検査
廃棄施設	負圧警報設備の警報作動検査
廃棄施設	放射性液体廃棄物施設の液面高検知器の警報作動検査
加工設備本体	焼結炉の冷却水圧力低下の警報作動検査
廃棄施設	廃油処理装置の警報作動検査
非常用設備	非常用発電機・無停電電源の作動検査
廃棄施設	気体廃棄設備の処理能力検査
廃棄施設	液体廃棄設備の処理能力検査
放射線管理施設	ガンマモニタの警報作動検査
放射線管理施設	排気／環気モニタの警報作動検査
廃棄施設	給・排気用送風機の起動停止シーケンスの作動検査
加工設備本体、貯蔵施設	臨界安全管理のインターロック作動検査
加工設備本体	過加熱防止のインターロック作動検査
加工設備本体	自動窒素ガス切り替え機構のインターロック作動検査
加工設備本体、貯蔵施設	搬送設備の停電時保持能力検査
廃棄施設	第1種管理区域の負圧確認検査*
加工設備本体、廃棄施設、核燃料物質の検査設備及び計量設備、主要な実験設備	設備内風速の確認検査
廃棄施設	濾過装置の性能確認検査

*検査内容として建物の健全性確認を追加する。なお、確認対象は第1種管理区域を有する建物と共に、核燃料物質取扱の観点から同様の確認が必要と判断する建物も含むこととする。

(変更後)

別添1

検査の対象	検査の方法
非常用設備	自動火災報知設備の警報作動検査
加工設備本体	可燃性ガス漏えい検知設備の警報作動検査
廃棄施設	負圧警報設備の警報作動検査
廃棄施設	放射性液体廃棄物施設の液面高検知器の警報作動検査
加工設備本体	焼結炉の冷却水圧力低下の警報作動検査
廃棄施設	廃油処理装置の警報作動検査
非常用設備	非常用発電機・無停電電源の作動検査
廃棄施設	気体廃棄設備の処理能力検査
廃棄施設	液体廃棄設備の処理能力検査
放射線管理施設	ガンマモニタの警報作動検査
放射線管理施設	排気／環気モニタの警報作動検査
廃棄施設	給・排気用送風機の起動停止シーケンスの作動検査
加工設備本体、貯蔵施設	臨界安全管理のインターロック作動検査
加工設備本体	過加熱防止のインターロック作動検査
加工設備本体	自動窒素ガス切り替え機構のインターロック作動検査
加工設備本体、貯蔵施設	搬送設備の停電時保持能力検査
廃棄施設	第1種管理区域の負圧確認検査
加工設備本体、廃棄施設、核燃料物質の検査設備及び計量設備、主要な実験設備	設備内風速の確認検査
廃棄施設	濾過装置の性能確認検査

(変更前)

別添2

検査の対象		検査を受けようとする期日			
・加工設備本体		施設設定期検査期間：平成25年9月頃	～	未定	
・貯蔵施設	第14回（平成25年度）	第14回（平成26年度）	第14回（平成27年度）	第14回（平成28年度）	第14回（平成28年度）
・廃棄施設	検査受検期間	検査受検期間	検査受検期間	検査受検期間	検査受検期間
・放射線管理施設	平成26年2月3日	平成27年2月9日	平成28年1月12日	平成29年2月15日	平成29年2月15日
・非常用設備	～	～	～	～	～
・核燃料物質の検査設備及び計量設備	平成26年11月11日※1	平成27年3月31日	平成28年2月15日	平成29年4月18日※2	平成29年4月18日※2
・主要な実験設備					

※1 新規制基準適合性の観点から「第1種管理区域の負圧確認検査」の検査内容として建物の健全性確認が追加となつたため、受検期間が延長となつた。

※2 平成29年2月22日の廃棄施設「放射性液体廃棄物施設の液面高検知器の警報作動検査」及び平成29年2月27日の廃棄施設「負圧警報設備の警報作動検査」において検査前条件に不備があり、検査を中断した。当該検査前条件に対する不適合の原因究明及び是正処置、並びにその後の水平展開を行つた後に、施設定期検査を再開した。

検査の対象		検査を受けようとする期日			
・加工設備本体		施設設定期検査期間：平成25年9月頃	～	未定	
・貯蔵施設	第14回（平成29年度）	第14回（平成30年度）	第14回（平成30年度）	第14回（平成30年度）	第14回（平成30年度）
・廃棄施設	検査受検期間	検査受検期間（予定）	検査受検期間（予定）	検査受検期間（予定）	検査受検期間（予定）
・放射線管理施設	平成30年3月12日	平成31年3月11日	平成31年3月11日	平成31年3月11日	平成31年3月11日
・非常用設備	～	～	～	～	～
・核燃料物質の検査設備及び計量設備	平成30年11月13日※3	平成31年4月26日※4	平成31年4月26日※4	平成31年4月26日※4	平成31年4月26日※4
・主要な実験設備					

※3 平成29年11月、他 WLAN 加工施設の排気ダクト開口事象を踏まえ、自主的に加工工場内の排気ダクトに開口部が発見された。当該不適合に係る排気ダクトの設計変更及び工事は、規制基準適合のための設備認証を申請し、認可後に実施する計画である。このため、第1加工棟の气体廃棄設備に係る施設定期検査「气体廃棄設備の処理能力検査」、「濾過装置の性能確認検査」及び「設備内風速の確認検査」の4項目のうち当該排気ダクトに係る検査は、平成29年度の検査を受検できる状態ではない。以上のことから、未受検の検査は使用前検査合格後に受検することとする。

※4 下記施設定期検査の項目の対象設備は、平成31年度の使用予定ではなく、現在も設備停止中であるため、平成30年度の検査を受検できない状態ではない。

- ・可燃性ガス漏えい検知設備の警報作動検査
- ・過加熱防止のインターロック作動検査
- ・自動窒素ガス切り替え機構のインターロック作動検査

(変更後)

別添2

検査の対象		検査を受けようとする期日		
・加工設備本体		第14回(平成25年度)	施設定期検査期間：平成25年9月頃～未定	
・貯蔵施設	検査受検期間 平成26年2月3日～ ～平成26年11月11日※1	第14回(平成26年度) 検査受検期間 平成27年2月9日～ ～平成27年3月31日	第14回(平成27年度) 検査受検期間 平成28年1月12日～ ～平成28年2月15日	第14回(平成28年度) 検査受検期間 平成29年2月15日～ ～平成29年4月18日※2
・廃棄施設				
・放射線管理施設				
・非常用設備				
・核燃料物質の検査設備及び計量設備				
・主要な実験設備				

※1 新規制基準適合性の観点から「第1種管理区域の負圧確認検査」の検査内容として建物の健全性確認が追加となつたため、受検期間が延長となつた。

※2 平成29年2月22日の廃棄施設「放射性液体廃棄物施設の液面高検知器の警報作動検査」及び平成29年2月27日の廃棄施設「負圧警報設備の警報作動検査」において検査前条件に不備があり、検査を中断した。当該検査前条件に対する不適合の原因究明及び是正処置、並びにその水平展開を行った後に、施設定期検査を再開した。

検査の対象		検査を受けようとする期日		
・加工設備本体		第14回(平成29年度)	施設定期検査期間：平成25年9月頃～未定	
・貯蔵施設	検査受検期間 平成30年3月12日～ ～平成30年11月13日※3	第14回(平成30年度) 検査受検期間 平成31年3月19日～ ～平成31年4月5日※4	第14回(令和元年度) 検査受検期間(予定) 令和2年1月20日～ ～令和2年2月21日※5	
・廃棄施設				
・放射線管理施設				
・非常用設備				
・核燃料物質の検査設備及び計量設備				
・主要な実験設備				

※3 平成29年11月、他 WLAN 加工施設の排気ダクト開口事象を踏まえ、自主的に加工工場内の排気ダクトの点検を実施したところ、第1加工棟天井裏の排気ダクトに開口部が発見された。当該不適合に係る排気ダクトの設計変更及び工事は、規制基準適合のための設工認を申請し、認可後に実施する計画である。このため、第1加工棟の気体廃棄設備に係る施設定期検査「気体廃棄設備の処理能力検査」、「濾過装置の性能確認検査」、「第1種管理区域の負圧確認検査」及び「設備内風速の確認検査」の4項目のうち当該排気ダクトに係る検査は、平成29年度の検査を受検できる状態ではない。以上のことから、未受検の検査は使用前検査合格後に受検することとする。

※4 下記施設定期検査の項目の対象設備は、平成31年度の使用予定はなく、現在も設備停止中であるため、平成30年度の検査を受検できない状態ではない。

- ・可燃性ガス漏えい検知設備の警報作動検査
- ・過加熱防止のインターロック作動検査
- ・自動窒素ガス切り替え機構のインターロック作動検査
- ・可燃性ガス漏えい検知設備の警報作動検査
- ・過加熱防止のインターロック作動検査

※5 下記施設定期検査の項目の対象設備は、令和2年度の使用予定はなく、現在も設備停止中であるため、令和元年度の検査を受検できる状態ではない。

- ・自動窒素ガス切り替え機構のインターロック作動検査
- ・過加熱防止のインターロック作動検査

2. 変更の理由等

1) 検査を受けようとする事項

第1種管理区域の負圧確認検査の検査内容において、建物の健全性確認を追加した事項を削除する。

2) 検査を受けようとする期日

検査対象設備の規制基準適合状況を踏ました検査受検期間（予定）を追記する。